

県立学校長 殿

岡山県教育庁保健体育課長
岡山県教育庁生涯学習課長
(公 印 省 略)

県立学校の部活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底
について (通知)

このことについて、令和3年9月29日付け、保学第66号により対応いただいているところですが、このたび本県の感染状況が「ステージI」に引き下げられたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の行動基準が「レベル1」に引き下げられることとなりました。

つきましては、部活動の取扱いについては、11月1日から次のとおりとします。

県内の感染状況は、落ち着いてきておりますが、今後も、気を緩めることなく、これまで取り組んできた基本的な感染症対策を継続していただくようお願いします。

なお、今後、状況に変化があった場合は、対応等の変更や追加があることを申し添えます。

記

1 通常の活動

感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動があることに留意し、次の「3 特に注意が必要な場面」、「4 マスクの着用」の内容及び、競技の特性を踏まえた可能な限りの感染症対策を行った上で、通常の活動を行うこと。

2 対外試合等

(1) 対外試合や合宿等の実施

実施する場合は、競技等の特性を踏まえた感染症対策を徹底すること。

なお、練習試合や合同練習、合宿、県外との交流（県外からの招聘も含む。）等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。

(2) 大会や演奏会等への参加

大会や演奏会等への参加に当たっては、「部活動の大会や演奏会等への参加に係る留意事項」（令和2年12月22日付け、保学第64号）を遵守し、感染症対策に万全を期すこと。

3 特に注意が必要な場面

(1) 飲食の場面

活動時間内の休憩時や活動時間の前後において、生徒同士や教職員との飲食の場面で感染が疑われる事例が多数発生していることから、活動時間の工夫等により、飲食の場面を作らないことが望ましいが、やむを得ず飲食の場面が生じる場合は、飛沫を飛ばさないような席の配置や、会話を控えるなどの工夫をすること。また、水分補給等の場合も同様の対応をすること。

なお、飲食の前後に会話する場合は、必ずマスクを着用すること。

(2) 更衣の場面

部室での会話（密閉空間における近距離での会話）により、濃厚接触者に特定された事例もあることから、部室や更衣室等を利用する際にも必ずマスクを着用し、外す場合は会話をしないこと。また、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。

(3) 帰宅途中の飲食場面

部活動終了後の帰宅途中にコンビニエンスストア等に立ち寄り、集団で飲食する場面も見られることから、校外においても、(1)及び(2)の対応を踏まえ、十分に注意すること。

4 マスクの着用

運動時は、身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。

特に、呼吸が激しくなる運動を行う際には、十分な呼吸ができなくなるリスクなどの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

合唱時は、原則マスクを着用することとし、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場合での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年12月15日付け、保健第281号）を踏まえて、感染症対策を徹底すること。

なお、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、合唱時等を含めて、マスクの着用時は、生徒等の体調の変化に注意し、教員は適切な声かけ等を行い必要に応じて他の生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

【本件問合せ先】

(運動部活動に関すること)

岡山県教育庁保健体育課 学校体育班

電話：(086) 226-7592

(文化部活動に関すること)

岡山県教育庁生涯学習課 企画推進班

電話：(086) 226-7596